



こんな活動しています ~法律研究部・同好会~

vol.11 eスポーツ法研究部

広がるeスポーツ

会員 小林 凜斗 (73期)

eスポーツ法研究部では「eスポーツと法律」にまつわる様々な問題・事象を観察・検討しております。eスポーツという言葉が市民権を得て久しいですが、eスポーツと法律に関する議論は、「そもそもeスポーツとは何か?」という総論から、ゲームタイトルごとのルール作りの問題や、教育や福祉といった周辺領域への拡大に伴う問題にも広がりを見せています。世界的にはeスポーツワールドカップといった国際規模の大会が催される一方で、国内では地方創生や高齢者・障害者のQOL向上といった目的を掲げ、実に多くの団体・個人がeスポーツを行っています。



実地体験の一部の様子

当研究部では、このような世界的なeスポーツをめぐる動向を観察し、eスポーツ業界に詳しい専門家に話を伺うといった活動のほか、部員自らがイベントに参加してeスポーツの最前線を体験するなどして理解を深めています。そして、ここで得られた知見や体験をもとに見えてきた法的課題について活発な議論を行うなどしております。実際に、多数の部員が2026年発行予定の『法律実務研究』において、「大会におけるルール」や「eスポーツとドーピング」、「外国法との関係」といった題材を用いて執筆作業をしています。

ところで、読者の会員の中でゲームを嗜まれる方はいらっしゃいますでしょうか。現在の部員だけでは上限人数で実際にプレーして検証することができない状況です。格闘ゲームやシューティングゲーム等様々なゲームタイトルに精通した部員もおりますので、もし少しでもご興味があればお気軽にご連絡ください。もちろん、このような実地体験は法律研究部としての活動の一部であり、eスポーツ未経験でもeスポーツ自体及びその法律論に興味のある方も大歓迎です。

*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね

春の訪れ

